

を要求しておきたいと思えます。

最後に、公立保育所の問題です。市長の答弁で内容はよくわかりました。ただ問題なのは、今のご承知のとおりなんです、かつては、この公立保育所については、待機児童を保育所に入れようとしても、定員数を超えるものについては、そう簡単に入れなかったというのが実態ですね。しかし、今は、もう超過密ですよ、極端に言いますと、保育所。だから、保育所の現状というのはちゃんと知っておられるでしょう。入れられるだけに入れている状況にあります。もちろん、これで助かる人たちもおるわけです。しかし、子どもの真の成長というものを考えた場合、過密保育の実態というのは、必ずしもいいものではありませんよ。保母さんたちが通っていくところもないぐらい過密になっているではありませんか。いろんな問題点が率直に出されているでしょう。そういう点も含めて、ひとつ十分な善処をしてほしい。

時間の関係もありますので、そういった点を要望し、同時に質問の内容の中にも意見的なものを入れておりますので、意のあるところを酌んで、ぜひひとつ対応していただきたいと思えます。市長、よろしく願います。

質問を終わります。

副議長（江口 健君） 次は、10番吉原 孝議員。

〔吉原 孝君登壇〕

10番（吉原 孝君） おはようございます。

質問通告に従いまして、順次、質問をさせていただきます。理事者の簡潔で明快なご答弁を期待いたします。

なお、質問通告のうち、学校選択自由化については、時間が許せば自席より述べさせていただきます。

まず、教育行政についてお尋ねをいたします。

去る6月8日、大阪教育大学附属池田小学校で、学校に侵入した者によって、23名の児童や教職員が殺傷されるという、まことに衝撃的な事件が発生いたしました。このたびの事件は、8名の未来ある尊い命が奪われるという大変痛ましく、あってはならない出来事であり、被害に遭われた方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

私は、子どもたちが楽しく、安心して学べる場であるはずの学校で、多数の子どもや先生が被害を受ける、このような事件が起きたことは、まこ

とに残念でありまして、このようなことが二度と繰り返されてはならないという思いを強くいたすところであります。そのために、関係者が全力で再発を防ぐ必要があると考えます。

そこで、教育委員会として、本市小中学校の安全管理の方策を事件発生を契機に類似事件の発生防止の観点から、どのように講じられたのか、また、地域との連携をどのように取られるのか、お示しをいただきたい。

次に、新学習指導要領と学力低下の問題についてお尋ねをいたします。

来年4月より実施される学校教育の指針となる新学習指導要領のねらいは、完全学校週5日制の実施を前提に、1980年から始まった、いわゆるゆとり教育の考え方をさらに推し進め、教科内容を3割削減するとともに、自ら学び自ら考える力の育成を図るために、教科を越えて総合学習を行う時間を設けるというものであります。この特色は、大きく分けて2つあります。その一つは、学習内容の大幅削減と、もう一つは、総合的な学習の時間の新設であります。1980年代から始められたゆとり教育により、既に学力の低下は始まっております。

去る3月13日付読売新聞によりますと、昨年12月、小学6年生1,300人を対象に実施した学力調査をもとに、小学生の算数の学力が、ゆとり教育が導入されたこの20年間で大幅に下落していることが明らかになっております。

さらに、小学校の主要科目（国・算・社・理）、国語、算数、社会、理科の年間授業時間数を見ますと、次のように推移いたしております。1970年代年間3,941時間、この時間数を基準として比較いたしますと、1980年代3,659時間、282時間の減、90年代第2・第4休日の週5日制が実施され、3,452時間、マイナス489時間、それから来年、2002年実施される授業時間数によりますと、2,941時間で、実に1970年代と比較いたしますと、主要5科目の授業時間数が年間1,000時間減るわけであります。実に、1年間で1,000時間、主要科目の授業時間が少なくなるということでもあります。

総合的な学習時間が新設される教育効果を勘案いたしましても、今回の新学習指導要領の実施により学習内容の大幅カットと授業時間数の大幅な減少が図られ、公立小中学校の基礎学力は確実に

低下すると危惧されますが、教育委員会の新学習指導要領に対する取り組みと学力低下に対する考え方を示しいただきたい。

次に、青少年育成協議会の件についてお尋ねをいたします。

本市青少年育成協議会(以下、育成協)は、昭和46年8月に設立され、今日まで学校、家庭、地域社会が連携し、青少年の健全育成と非行防止を図る活動を展開してまいりました。平成12年度活動報告によりますと、健全育成活動244件、非行防止活動500件、事故防止活動595件、環境浄化活動225件、広報啓発活動195件、その他合わせ、市内42育成協全体で実に2,215件の活動実績が報告されております。

地域の子どもは地域で育てるという共通の考えのもと、地域住民の方々が中心になり、地域の独自性を生かして活動し、世代間交流や社会活動、社会生活の仕組みを地域の皆さんと体験できる団体として継続して活動している組織であります。現在、42育成協が単位で活動し、その年間市の補助金が804万円であります。

今後、学校完全週5日制の実施を契機として、児童生徒の学校外活動の充実、充足が求められ、さらに、家庭、学校、地域社会の連携の中で、学校教育に果たす育成協の役割の大きさを考えるとき、育成協のこれからの事業量、質の拡大充実と活性化が求められるのであります。ボランティア活動と言いつつも、当然、必要経費も増大を生じます。

したがって、活動資金としてのさらなる財政支援をする必要があると考えますが、教育委員会の見解をお伺いいたします。

次に、下水道行政についてお尋ねをいたします。

高知県を集中豪雨が襲った平成10年9月、高知市で高校生がふたのあいたマンホールに落ち死亡するという事件がありました。横断歩道を渡っていて穴に吸い込まれた女性もいました。いずれも、豪雨でマンホールのふたが動いたための事故で、建設省は同年12月、下水道用マンホールふたの安全対策についての通達を出し、マンホール内で高まった圧力を流す開放型のふた、いわゆる浮上防止機能付きふたの設置の義務づけを行ったのであります。

昨年9月、名古屋市東海豪雨に伴い、71カ所

マンホールのふたが水圧などで吹き上がったたり外れたりしたのであります。名古屋市では、危険箇所当たる1,500カ所のマンホールのふたを確認し、急ぎ、改善計画を作成し、重点的に取り替えていくことを新聞等で発表し、今年度400枚、危険箇所の取り替えとして計画実施されているということでもあります。

本市においても平成10年、建設省指示に基づいて、旧型マンホールふたについて、市内全域の危険度調査を行い、優先度が高いマンホールのふたから計画的に改善してまいる旨の説明をいただいておりますが、進捗状況をお示しいただきたい。

平成10年度、浮上防止機能付きマンホール鉄ぶたを長崎市仕様書に基づいて承認を受け、長崎市に参入し、平成10年、11年の2カ年にわたり公共下水道にある会社の製品が291枚敷設納入されたのであります。平成11年8月26日、市内三川町地内において、時間雨量約52ミリの水量でふたが吹き上がる事故が発生いたしました。この製品は、この会社の製品でありました。

そこで、下水道部は、このマンホールふたの浮上防止機能が働かなかったと判断し、性能・機能に問題ありとして、いわゆる欠陥マンホールを納入したとして、この会社に対し、納入停止を通告したのであります。ところが、浮上防止機能が正確に働かないマンホールを製造し、吹き出し事故を引き起し、欠陥マンホールを納入した同じ納入業者と製造業者のマンホールふたを2年も経過しないことし6月、再び承認し、納入許可を与えられたということではありますが、その承認までの経過と理由をお示しいただきたい

以上です。(降壇)

副議長(江口 健君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 吉原 孝議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

質問事項が幾つかございましたが、私は、吉原議員の最後の質問の下水道行政のマンホールのふたの問題につきましてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

本市の下水道は、昭和27年に事業着手をいたしまして、平成12年度末における人口普及率は、全国平均の約62%を超えます73.8%に達しており、その結果、汚水管の布設延長は約1,100キロメー

ルとなっております。この施設の一部であります、ご指摘のマンホールは、管路施設の維持管理上、重要な役割を果たしてきております。このマンホールに設置される鉄ぶたには、スムーズな開閉と十分な強さなどの機能が求められており、社会の需要に応じた形で騒音、走行性等の安全対策にすぐれた構造への段階的な改良が加えられてきております。

さらに、平成10年の高知県での集中豪雨による、議員ご指摘のマンホールへの転落事故を契機に、当時の建設省からマンホールの内部水圧による鉄ぶたの浮上防止に関する通達がなされたことから、現在では、浮上防止型が主流となってきております。

市内には約2万7,000枚のマンホールの鉄ぶたが設置されておりますが、そのうち約40%の鉄ぶたが浮上防止機能を有する型となっております。本市においては、斜面地という地形的条件を考慮し、既に平成6年度から浮上防止機能を義務づけて、マンホール鉄ぶたの安全対策に努めてきたところでありますが、この浮上防止機能を持たない、平成5年度までに設置されました平受け型や勾配受け型等のマンホール鉄ぶたが市内に約1万7,000枚ございます。これらの鉄ぶたにつきましては、すべてが危険ということではなく、日ごろから定期的に現地パトロールを行いながら、老朽化が顕著なものや溢水など危険と判断されるものにつきましては、浮上防止型への取り替えを行っているところでございます。その枚数は、平成6年度から毎年20枚程度で行っておりますが、高知県での事故以降、平成11年度には65枚、平成12年度には78枚を取り替えたところでございます。しかしながら、まだ浮上防止機能を持たない鉄ぶたが多く残っているのも事実でございます。

そこで、長期的なマンホール鉄ぶたの安全対策への取り組みといたしまして、まず本市において管渠施設が最も古く設置されました中部処理区の約800枚の鉄ぶたにつきましては、平成12年度より調査作業を行っておりますが、他の処理区につきましても、随時、調査してまいりたいと考えております。

次に、マンホール鉄ぶたの具体的な改良策でございますが、先ほど申し上げました約800枚のすべてのマンホール鉄ぶたが同じように危険性を増し

ていくものではなく、交通量あるいは管内部の汚水の状況など、設置されました鉄ぶたの周辺環境によりまして、その耐用年数は変化をしております。これらの鉄ぶたにつきましては、その安全性を確認し、浮上防止型への取り替えの必要性や改良の優先度を検討するために、日本下水道協会が策定いたしました「下水道マンホール安全対策の手引き」に基づき、管渠の勾配変化など、9調査項目につきまして、各マンホールごとに詳細に検討を加え、安全対策の事業計画書の作成に取り組んでいるところであります。

本市では、下水道の普及促進とともに、マンホール鉄ぶたや管路などの維持補修に要する費用も年々増加してきておりまして、財源的に厳しい一面もございますので、中部処理区のマンホール鉄ぶたの改良の実施に当たりましては、この事業計画書を本年度中に作成をしまして、国の補助事業であるマンホール安全対策事業の採択に向けまして、国、県と協議を行っているところであります。

今後とも、マンホール安全対策につきましては、パトロール業務を推進し、計画的にマンホール鉄ぶたを取り替えるなど、市民生活の安全性の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

他の件につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。＝（降壇）＝
教育長（梁瀬忠男君） 教育行政についてお答えいたします。

公立小中学校の安全管理対策についてでございます。児童生徒の安全確保及び学校の安全管理につきましては、日ごろから各学校が実態に応じて安全点検や避難訓練を実施しているところでありますが、大阪池田市の小学校において痛ましい事件が発生いたしました。

教育委員会といたしましては、6月8日の文部科学大臣の談話を受けまして、緊急に臨時の校長会を開催いたしました。校長初め教職員の危機意識の高揚を図るとともに、各学校が速やかな取り組みができるよう、緊急の対応と中長期的な対応に分け、具体的な対策を指示いたしました。

緊急の対応につきましては、出入り口の限定、校内巡視の強化、集団登下校等を指示し、模倣犯等から児童生徒を守る体制づくりの強化をまず図

りました。また、臨時の児童生徒集会の開催、学校の取り組みを伝えるための学校便りの配布等により、児童生徒及び保護者の不安の解消に努めました。

中長期的な対応につきましては、市独自の安全管理緊急5項目を策定し、学校へ通知をいたしました。各学校においては、これに基づき、学校や地域の実態に即した具体的な安全対策を検討し取り組んでいるところでございます。特に安全管理緊急5項目の柱の一つである地域や関係諸団体との連携につきましては、地域における児童生徒の安全確保の上で重要だととらえ、積極的な推進を図るよう指示をいたしております。例えば今回の事件後、幾つかの学校では、校区内すべての子ども110番の家を巡回したり、校区地図に位置づけたりなどしております。子ども110番の家の活用につきましては、今後、対応マニュアルの充実やその周知徹底が図れるよう、各学校への指導を継続したいと考えているところでございます。

このような連携をさらに充実・発展させていくためにも、学校が多くの方々と交流したり、学校の特性を地域で生かしたりするなど、いわゆる開かれた学校づくりの推進を進めていくことが重要であると考えております。

さらに、今回のような事件に対応できる市独自の不審者侵入時の対応マニュアルも通知をいたしました。各学校において、危機管理体制を見直すだけでなく、避難訓練等を実施するよう指示いたしております。

これらの取り組みにつきましては、7月に実施したアンケートの結果からも、学校や地域の実態に合わせて、それぞれの学校が継続的に実施しているものと認識をいたしております。

また、中長期的な対応につきましては、施設面の安全管理対策も次のように講じたところでございます。まず、市内の全教職員へ防犯ブザーを8月末までには配布を完了いたしました。勤務時間中は携帯をしているところでございます。

さらに、全小学校において火災報知機を利用した非常ベルの増設を9月末までには完了する予定となっております。また、当然のことながら、児童生徒のより一層の安全確保を主眼とした施設づくりを行うべきと考えておりますので、施設面で開放的になっている既存校に関しましても、地域

性等を考慮しながら各学校と協議を行い、対応してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、児童生徒の安全確保を最重要課題ととらえ、今後も各学校への指導及び安全確保のための施設の充実を図ってまいります。

あわせて、校長を先頭に、保護者、地域の方々、関係諸団体との日常的な相互交流を密にしながら、開かれた学校づくりの充実を図っていくことが児童生徒の安全確保にもつながると考えているところでございます。

次に、新学習指導要領への取り組みについてお答えをいたします。

平成14年度から実施される新学習指導要領では、生きる力の育成をねらいとして、完全学校週5日制のもとに、ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実することを基本方針の一つに掲げております。具体的には、子どもにとって高度になりがちな内容や暗記に陥りがちな内容、また、各学年や教科間で重複する内容について削除したり、上学年に移行したりして、各学年で学習する内容を厳選し、子どもたちに時間的なゆとりを持たせ、理解が遅くなりがちな子どもには繰り返し学習をさせ、確実に基礎基本を身につけることができるようになっております。

また、学習が進んでいる子どもには発展的な学習をさせ、より個に応じた学習が進められるようになっていくところでございます。

このような基本方針が示された背景には、子どもたちの現状として、ゆとりのない忙しい生活を送っていること、社会性が不足し規範意識が低下していること、自立が遅くなっていることなどが問題点として指摘されているところでございます。

また、子どもたちの学力につきましては、文部科学省の調査によりますと、計算の技能や文書を読み取る力などは比較的良好に身についており、学習に対する関心や意欲も高いものの、一方で、表現力や理論的な思考力はやや弱いという結果が出ているところでございます。

また、算数・数学や理科の学力につきましては、国際的に見ても高い水準にあります。これらの教科を好きな子どもは諸外国と比べて少ないことも示されております。

そのような背景から、学力のとらえ方といたしましては、今まで知識の量に偏っていた考えから、自ら学び自ら考える力などの生きる力を重視する考え方に転換されてきております。しかしながら、生きる力を育成する基盤として、一定の基礎的、基本的に知識や技能を身につけることは不可欠であり、今まで以上に繰り返し学習させるなどして、確実に習得させる必要があると認識をいたしております。

学力の向上のために、新学習指導要領によって、各学校は具体的に次のような取り組みができるようになっております。第1には、数学・算数などの教科でつまづいた子どものために教員の定数をふやして、1学級を2人の教員でチームを組んで指導したり、また、1学級を習熟度別に少人数に分けて指導するなど、よりきめ細かな個別指導ができるようになっております。また、小学校45分、中学校50分の授業時間を弾力的に運用することができるようになり、学習内容によっては時間を延長して、ゆっくり学習を進めることができたり、また、時間を分割して、毎日繰り返し学習ができるようにもなっているところでございます。また、新しく創設された総合的な学習の時間におきましては、教科の学習で得た知識や技能を発展的に活用して、みずから学ぶ意欲や思考力、判断力を培うことができるようになっております。

市教育委員会といたしましては、このように新学習指導要領の趣旨を生かし、子どもみずからが学習活動に取り組み、基礎基本の確実な習得を目指した学習指導法の改善と工夫につきまして、各研修会を通して教職員に徹底するとともに、研究指定校を中心に実践を進めているところでございます。

また、少人数の授業や習熟度別の授業の円滑な実施のために、教職員を効果的に配置できるよう、県教育委員会に強く要望をし、わかる授業の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度中に文部科学省による学力調査が全国一斉に実施される予定でありますので、これによって全国的な学力の状況が明らかになると思われます。

本市といたしましては、この結果を参考にしながら、学力向上に向けまして、より効果的な教材の開発と学習指導法のあり方を研究してまいりた

いと考えております。

次に、青少年育成協議会への財政支援についてお答えをいたします。

平成14年度から完全学校週5日制が実施されると、これまで以上に児童生徒の地域での受け皿である青少年育成協議会の存在意義は大変大きなものになると考えております。

現在、市内には小中学校に42の青少年育成協議会がございます。これらの会は、地域ぐるみで青少年の健全育成と非行防止を目的とし、地域の青少年育成団体・機関を統合した協議会でございます。その活動の主なものといたしましては、青少年の健全育成、非行防止を初め広報啓発あるいは環境浄化など、さまざまな取り組みが各地区でなされ、平成12年度におきましては、市内全体で2,215件の活動実績が報告をされており、その数は年々増加の傾向にもございます。

教育委員会といたしましては、各青少年育成協議会に対しまして、役員、指導者を対象にした研修会や研究委託発表会を実施するとともに、会議や催し物にも出席をし、指導・助言を行うなど、各方面にわたって活動を支援しているところでございます。

議員ご指摘の青少年育成協議会への財政支援についてでございますが、教育委員会といたしましては、現在、青少年育成協議会に対しまして、その活動費補助金として、小学校区1校当たり12万円、中学校区1校当たり24万円、総額804万円を交付しているところでございます。

また、市内3校区青少年育成協議会に研究委託として各19万円ずつの交付を行いまして、青少年育成協議会の組織内の連携のあり方や生きる力の育成などにも研究をしていただいております。

その他に、この青少年育成協議会の連合組織であります青少年育成連絡協議会に対しましても、健全育成のための広報啓発活動費として60万2,000円の委託事業を実施しているところでもございます。

さらに、昨年度からは子ども会交流推進事業として、10単位子ども会に各4万5,000円の交付を行いまして、青少年育成協議会の活動の中核をなす子ども会の活性化も図っております。

また、本年度からは、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに「子どもゆめ基

金」が創設をされました。子どもの体験活動や読書活動、教材開発や普及活動に対して希望する団体には助成がなされることになっております。

教育委員会といたしましては、この基金を積極的に活用するように、各青少年育成協議会、子ども会にも呼びかけをいたしております。

このように積極的に活動を行おうとしている青少年育成協議会や子ども会などの団体に対しましては、各種の財政支援が受けられるよう努力をしているところでございます。

今後、それぞれの青少年育成協議会が積極的に活動できるよう支援・指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

下水道部長(上野精一君) 下水道行政について、2番のマンホール鉄ぶた製造納入業者の選定についてお答えいたします。

ご指摘の納入業者のマンホール鉄ぶたについては、平成10年度及び11年度に納入された291枚について、下水道部の職員で現地調査を行いました。このうち、浮上防止機能の働きに影響がありそうな5%以上の道路勾配に設置している34枚の鉄ぶたについて、さらに詳しく管路勾配の変化点、上下流での断面縮小部、計画流量比、屈曲部、伏越部などの条件から、マンホール鉄ぶたの危険度診断を行いました。その結果、浮上が予測される鉄ぶた2枚を納入業者の責任において別業者の鉄ぶたに取り替えています。残りの32枚については、通常の点検調査を行いながら、そのまま使用している状況であります。

この納入業者の責任につきましては、1つ、平成10年4月に定めた下水道用マンホール鉄ぶたの仕様書には、マンホール内の流体揚圧力に対する浮上防止機能を条件づけていましたが、その流体揚圧力については具体的な数値での基準までは定めていなかったこと、2つ、三川地区で鉄ぶたが浮上したケースでは、道路勾配が約13%、高低差が40ないし50メートルといった場所に埋設された雨水渠でありまして、通常以上の強い揚圧力が生じたものであると推測されたこと、3つ、この納入業者の鉄ぶたについては、一定の浮上防止機能がついているため、一般的な浮上の危険性がない箇所については問題がないと判断したこと、以上のことから、すべての鉄ぶたを納入業者の責任に

おいて取り替えさせるということについては考えておりません。

本市では、マンホール鉄ぶたの市場開放の理念から、自由競争の場を確保することにより価格の低廉化が図られるよう平成12年12月に、これまで採用していた既存のメーカーの鉄ぶたに加えて、新たなメーカーの鉄ぶたを長崎市型のマンホール鉄ぶたとして導入いたしました。この新たに導入した長崎市型のマンホール鉄ぶたの製造を希望する他のメーカーや工場は、特許使用料や枚数制限などの制約を受けることなく自由に製造することができるため、自由な販売競争が可能となったところであります。

この長崎市型のマンホール鉄ぶたの製造承認に当たっては、1つ、JIS工場か日本下水道協会認定工場のいずれかの資格を持っていること、2つ、品質管理能力や生産技術力など本市の所定の審査に合格すること、以上を条件としております。

ご指摘のメーカーにつきましては、これら承認のための条件を満足していたため、長崎市型のマンホール鉄ぶたの製造及び納入を承認したものであります。

今後とも、本市ではマンホール鉄ぶたの市場開放の理念に基づき、長崎市が指定しているマンホール鉄ぶたの製造を希望するメーカーや工場については、製品の安全度を最優先して幅広く承認することで自由な販売競争を促進していきたいと考えております。

以上です。

10番(吉原 孝君) ご答弁、ありがとうございました。若干の再質問をさせていただきます。

まず第1番目に、下水道の問題から入りたいと思います。

先ほど、危険なマンホールの取り替えについて、平成11年度、12年度、合計143枚の取り替えを行ったということですが、私は、長崎のこのすり鉢状の地形を考えた場合、時間雨量当たりに対して、名古屋とか高知と違って、マンホール被害の出る確率が非常に多いと思うんですね。

私は、平成10年に申し上げたんですね、これは、それがまだ調査中であり、本年度中に調査結果を報告するような、こんなおんきなことであれば困りますよ。

名古屋市は、昨年9月に豪雨があつて、本壇で

も申し上げたように、危険箇所を1,500カ所と断定しておるんですよ。すぐですよ。そしてその後、本年6月までに300カ所の取り替えをやっておるんですよ。

それから、近隣の一番近い都市、ここでも平成12年の12月に建設省から、いわゆる安全対策の通知があって、11年度に130カ所、12年度に544カ所、13年度に340カ所、合計1,000カ所の取り替えをやっておるんですよ。

あなたたちは、普及率の向上にばかり力を入れて、そして既存の危険なマンホールの改修に全く力を入れていないという、そういう結果が出てるんじゃないですか。こういうことであっては、市民の安全は守れませんよ。もっときちっと市民の立場に立った危険マンホールの調査をしてください。これは、そんなに難しいことじゃないでしょう。名古屋は、今言うように、すぐ1,500カ所が危ないと、ハザードマップをつくって、そして市民に周知して、もし何かあったときは危険ですから近寄らないでくださいぐらいの警報活動をしているんじゃないですか。長崎の場合はもっと多いかもしれないですよ。もっと真剣にやってください。

ご答弁があれば、後で求めます。

それから、業者選定の問題ですが、2年前に、市民の安全を脅かす、いわゆる欠陥マンホールが判明し、それを納めた業者の納入停止処分が行われた。納入業者と製造業者が大したペナルティーを受けることなく、この6月、再び採用されたと、そういうお話を伺って、これはなぜかと、これでいいのかと、これで市民の安全が守れるのかという疑問が生じたから、私は再度、質問をさせていただいた次第でございます。

2年前の納入停止処分は、このマンホールが不良品と認められたからではなかったんですか。それが第1点。

そして11年11月、不良品取り替えに関する申請書が市長に出され、本市がそれを承認し、業者の責任で取り替え工事を行ったということは、業者もその製品が欠陥であったということを認めたんじゃありませんか。

それから、第3点、この会社の製品は、いわゆる欠陥マンホールだと思いますよ。それは、今言ったように、市も業者も認めたから取り替えたわけでしょう。であるならば、既に敷設されている290

枚余りのマンホールはすべて欠陥商品じゃないんですか。それを今ご答弁があったような危険度のランクをつけて、これは危険だ、危険でないという、それでランクづけする必要はないじゃないですか。欠陥のあるマンホールが敷設されているというなら、いついかなる状況で、長崎大水害みたいな雨が降る可能性はありますよ。52ミリの雨量でふたがあいたんでしょ。長崎大水害は150から180ミリですよ、時間雨量が。行政の立場として、それだけ降れば幾らかあくかもしれません。しかし、欠陥マンホールであれば全部あくかもしれない。それがちゃんとした機能を持ったマンホールであるならば、それが3割であるかもしれないし、1割であるかもしれない。そういうことを予見した上で行政をやるとというのが行政の立場ではありませんか。違いますか。

私は、この判断が非常におかしいんじゃないか。いわゆる浮上防止機能付きとして納められたものが、その機能が幾らかでも果たさなかったということは欠陥商品じゃないですか。そうでしょう。欠陥商品であるならね。

今、私が言った何点かについて、下水道部長、答弁してください。

下水道部長（上野精一君） 吉原議員さんのご質問にお答えいたします。

平成11年8月の異常浮上を受けて、斜面都市長崎にふさわしい新たなマンホール鉄ぶたの制定を模索してきたところであります。新たな長崎市型を導入する際には、1社独占の状態を廃止し、すぐれた技術力を有する各社が自由に参加できる市場をつくることもあわせて取り組んだところであります。

また、設置年数が古く、設置環境が悪いなど、老朽化、劣化等が著しく、緊急に取り替えの必要があるふたについては、パトロール道路を強化し、随時、浮上防止型へ交換してきたところであります。

このような状況の中で、マンホール安全対策事業については、地域の絞り込みから始まり、そのマンホールが設置されている管渠施設の状況によって、マンホール内部の圧力の高まりを推定していくものであります。——〔議長、質問に対する答弁じゃない〕という者あり〕

副議長（江口 健君） 下水道部長、質問をよく

聞いて、質問に対する答弁をお願いします。

下水道部長(上野精一君)(続)取り組みが遅いではないかというご質問でしたので、そういった前段の説明をやっております。

そういったことから、調査を進めながら内部圧力の高まりを推定していくと、状況の判断を行うための各項目のチェック、計算を行いながら、推定された算定値をもとに行う現地調査と計画書の策定までに多くの時間を要する事業であります。

本市の下水道事業につきましては、都市環境の基盤整備のために下水道普及率の向上を目指し、汚水管の布設を精力的に進めてきた建設の時代から、今は維持管理の時代に移行しているときであります。

また、一方では、耐用年数を迎えようとしている管渠施設が改築、再構築のときを待っている状況であります。

結論といたしまして、マンホール安全対策事業については、市民生活の安全性を確保するために、今後、計画的に着実に進めていかなければならない事業であるとともに、管渠施設全体の改築、再構築計画との整合性を図りながら、このように下水道事業の中の重点項目として取り組んでいるところでございます。

そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

副議長(江口 健君) 下水道部長、質問に的確に簡潔に答えてください。10番吉原孝議員。

10番(吉原 孝君) もう結構です。ありがとうございました。

部長、今私は、名古屋でできて、なぜ長崎市でできないかと言ったんですね。長崎市の下水道部には、それだけの能力がないんですか。財力がないんですか。両方ともないんですか。それは後で一緒にお願ひしましょう。

次にまた、業者の件でお尋ねしたいと思うんですが、この浮上防止機能の取り替えと、今おっしゃった浮上防止機能の2枚の取り替えの問題と、最初に申し上げた、いわゆる危険箇所を特定してどういうことかという、この問題の中身は全然違うんですよ。性能が3段階に分かれて性能が上がってきたというのでしょうか。最後は浮上防止機能だと。平受けと勾配受けとあって、平受けと勾配受けが非常に危険度があるから、それを取り替

えなさいと私は言っているんですよ。

それと、この業者が既に最初から新設するときから、浮上防止機能付きということで納められているんですよ。これは平受けと勾配受けと違うんですよ。であるならば、浮上防止機能が能書きどおり機能しないということであれば、それが判明した、だから、不良品として取り替えた。であるならば、すべてが欠陥商品だ。だから、それは業者の責任で全部取り替えなさいと、行政の立場でそうやるのが本当でしょう。

ところが、それをしないで、ランクづけをして、危険と思われるところから替えました、あとはどうでもいいですと。そしたら、欠陥品を堂々と町中のマンホールに納めていいということですか。違うでしょう。それは行政の立場として、あなたたちは業者の立場に立って判断をやってますよ、それは、でしょう。行政の立場として、市民の立場に立つなら、先ほど申し上げたように、少しでも、相当な雨量があっても、それこそびっくりするような雨量があっても、それで耐え得るぐらいの行政をやってくださいよ。それをやってないじゃないですか。だから、私は指摘をしているんであって、その辺をあなたは勘違いしている。

それから、さきの私への答弁の中で、検査段階でマンホールの内圧ですね、いわゆる内側からかかる圧力が当初、平方センチあたり1キロまでとし、その後、高知の事件等があって、平方センチあたり3キロまで改良したから云々という過去の答弁がっておりますが、既にその時点で他のメーカーのものは3キロ圧がかかってもびくともしないようなマンホールのふたを納入されておるんですよ。そうじゃないですか。そうであるならば、ますます欠陥品じゃないですか。

だから、そこまで見抜けなかった、そういう検査をされなかった。そしてまた、当時の答弁の中に「中からの浮上という部分については、多少とありますが、非常に検査について甘かったと思いますが」云々というご答弁がっております。これは採用するに当たった検査内容、検査体制に不備があったんじゃないですか。

また、業者には、きちっと仕様書どおりの製品を納めるための品質管理とか製造の安全供給あるいはアフターサービスなど保証体制が確立されなければいけないと思いますね。そのためにPL法

はあるんでしょう。それとか、何かあったときに自動車会社は必ずリコールをかけて無償で補修をしますよね。こういう保証が確認されて初めて市民の安全を守る製品が納められると判断されるんじゃないですか。それがこの業者にはできてないんじゃないですか、あるいはできないんじゃないですか。であるならば、今、私が申し上げた事前の審査が十分でなかったんじゃないですか。

この責任は下水道部にあるんですか、それともメーカーにあるんですか、この欠陥商品が納められた原因は。そのあたりはどう判断しますか。

所見を求めれば、また長くなるからね、ちょっと時間が。まず所見を求めます。

と同時に、最後に市長の所見を求めたいと思います。市長は、消防出初とか防災関係の大会のあいさつ等で、よくこういうことを言われるんですね。「市政の原点は、まず市民の安全だ」と。今、私が申し上げたようなことと、下水道部の議論をお聞きになって、どうお考えになりましたか。この問題をどうお取りになり、どのように今後されようとしているのか、下水道部長の答弁とあわせてご見解をお伺いしたいと思います。

市長（伊藤一長君） 吉原 孝議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

確かに、私は特に防犯とか、あるいは消防とか、いろんな会合、自治会にでもそうでございますけれども、会合のときに、やはり行政はいろんな仕事がたくさんございますけれども、行政の一番根幹というのは、市民の方々がその都市に住んで安心な、安全な、そういうまちづくり、これが長崎大水害の教訓も含めて一番大事なことでありうふうに申し上げております。

今後とも、そういうものをしっかりと肝に据えながら今後の市政の運営に当たりたいというふうに思います。

そういうことを踏まえながら、私は、関係部局も含めた理事者というのは、吉原 孝議員の、また、議会の指摘も含めて対応しなくてはいけないというふうに考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

下水道部長（上野精一君） 吉原議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

先ほどから、このマンホールが欠陥商品だというふうなご意見でございますけれども、これは決

して欠陥商品とは我々は思っておりません。それは、先ほども本会議の中で答弁しましたように、その仕様書の中で規定は当時してなかったものですから、それには浮上防止としては機能をしているということで、実際、試験をやったときに、若干、ふたの浮上の高さが我々の期待するほどではなかったんですけれども、それはわずかな数字で、平常の場合は浮上防止機能としては十分機能しておりました。しかしながら、認めなかった理由については、そういった我々の要求するものと少し差があったものですから、これについては、将来のリスクを背負うことを防止する観点で納入停止をかけたものでございます。

それから、その会社としての信用度ですか、何か災害があった場合の保証関係でどうかという問題ですけれども、実際、仕様書の中でうたっております下水道認定製品、そういった資格も取っておりますし、JIS規格にも認定工場であると、そういったことを考えれば、社会的に認められたものであって、現在、これ以上の認定はないということで、それともう一点には、これと商標生産委託をしておりますけれども、そういった製造会社については、資本金も16億円あるというような形で、日本でも通ったメーカーでございます。

以上でございます。

10番（吉原 孝君） 取り替えさせた、納入停止にさせたということは、その製品が悪かったということだから、それをあなたは擁護するのはおかしい。これ以上は時間がありませんから申し上げますが、しかし、これは市長、きちっとやってくださいよ。これからは私は、ずっとこの問題については注目をしていきたいと思っております。

全部、替えてくださいよね。そして、普通、民間で再度採用するときには、どうしますか。前にそういう不祥事があつたら、全部きれいにさせて、その上で認めますよ。それを一つの条件にしますよ。ちゃんと整理をさせて、前にそういう不祥事があつたならね。そうでないと、また次、同じようなことがあつたとき、どうするんですか。また、同じことの繰り返しじゃないですか。これは認められません、今の答弁は。

それから、ちょっと教育問題にいきたいんですが、質問が多岐にわたって言いたいことも言えなくてまことに残念ですが、これは私の責任なんで

すけれども。

教育長にお尋ねしたい。1,000時間、授業時間が減るんですね。減ったんです、70年代から。1,000時間ですよ、年間に。これで教育効果が落ちないという指導ができる先生がおったら、私は本当、尊敬します。当然、学力が低下します。それは当然でしょう。ただ、学力偏重がいかない、生きる力、そして創造性のある教育をするために、今度、新しい学習指導要領で授業を進めていきたいということですが、その辺の学力低下の問題が全然答弁の中でなかったんですね。しかし、それを補うためにいろいろと方策を取っていくということを答弁の中で言われたんですが、私は、これから総合学習時間が入ると、これは1週間3時間ですね。これは社会科の時間と同じですね。そしたら、1年間続けると、社会科を全く教えないか、1週3時間教えたか、それだけの学力の違いがあると私は判断するんですね。それだけ非常にこの1週3時間の教育効果というのは大きいと思うんですね。

これが今度、総合学習時間の中では、全く指導要領もない、教科書もない、自由にさせていいということになれば、これは先生の能力、校長先生の能力で、今言った年間の教育効果というのは大きな差が出てくると思うんですね。であるなら、やはり先生たちが研修して力をつけ、校長先生がきちっとした学校経営をやらないと教育効果は上がってこない。一生懸命やった学校と、そうでないところの差がつく。それは明らかでしょう。そういうのはどうやって評価していくんですかね、これから。それは非常に私は大事なことだと思うんですね。親は、学校に子どもをやる権利があるんですよ。ただ、今の指定校区では、親は学校を選ぶ権利がない。だから、ここはちょっと問題があるなと思ってやらざるを得ないと、そういう親の不幸があるんですよ、今。

そういう中で、今言った学校の指導の能力を上げるにはどうしたらいいか。特に、もう自由におけばいいと言えば、子どもは何もしませんよ。やはりきちっとした指導をしなければいけないと、私はそう思うんですが、その辺の教育力、教育効果を上げるために、校長先生に権限を与えなければいけないと思うんですね。それは、一つは人事権。人事権は今、県教委が持っていますけれども、人事権について、校長先生のお考えを教育委員会

がきちっと受けて、それを県教委に伝えて、先生の人事権をきちっとした形で反映させないと、先生の思い切った、校長先生の思い切った指導力を発揮できないということが1点。

それと今、先生を研修する権利が、これまで県が持っていたのが、市教委に移ったんですね、中核市になることよって。であるならば、先生たちの研修を市の教育委員会が一生懸命やらないと教育効果は上がらなくなってくるんですね。それはM教師、問題教師とか指導力のない教師は、やはりきちっとした形で何らかの配置転換なり処分をしていかないと、これからきちっとした教育効果は上がっていかないと思うんですね。

そういう点で、研修をきちっとやる、人事の権限を校長先生にやる。そして校長先生のきちっとした教育効果が上がるような体制をつくってやって、そして競争させるんですね、学校の。そうでないと教育効果は上がってこないし、横並びの、悪い方の横並びで、この新学習指導要領が生かされていって、私が指摘していたようなものが全く当たって、授業時間数は減る、教育内容は落ちるで、さらに学力低下していくと思うんですね。これでは日本の将来を担う子どもたちを育てる学校がこういう状況であれば、将来の日本は非常に心配ですよ。こういうことがあってはならないということで、私は、校長先生にこれまで以上に権限を与え、そして、1年、2年で転勤をさせたらいいんですよ。やはり3年、4年、ちゃんとその学校におっていただいて、きちっと自分の教育をしていただいて教育効果を上げて異動するような、そういう異動の年限も考えてくださいよ。ちょっと所見をいただきたい。

教育長(梁瀬忠男君) 時間の関係もございます。議員さんのご指摘の件、私どもも十分承っておりますし、その問題意識も持っておりますので、今後、十分対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長(江口 健君) 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時1分 =

~~~~~

= 再開 午後1時0分 =

議長(鳥居直記君) 休憩前に引き続き会議を開